

## 第4回宮城県住宅施策懇話会議事録

日時:令和3年10月28日(木)13:30～15:30

会場:宮城県庁舎 行政庁舎9階第一会議室

出席委員:有川委員, 石井委員, 井上委員, 姥浦委員, 佐々木委員, 千葉委員,  
吉野委員, 米村委員

### 1. 開会

事務局(櫻井副参事)

定刻になりましたので、ただいまから「第4回宮城県住宅施策懇話会」を開催いたします。わたくしは、本会の進行を務めさせていただきます土木部住宅課の櫻井と申します。よろしく願いいたします。会議に入ります前に新型コロナウイルス感染症対策に関するご案内をさせていただきます。ご発言時も含めまして、マスクの着用などの咳エチケットをお願いいたします。ご発言時は、係の者がマイクをお持ちしますが、マイクは使用する都度、除菌をさせていただきます。1時間に1回程度、窓を開けて換気をさせていただきます。

続いて配布資料の確認をさせていただきます。まず、次第がございまして、次に出席者名簿となっております。次に、宮城県住生活基本計画(最終案)(冊子)でございます。次に、資料1「パブリックコメントにおけるご意見等及び対応内容(案)について」でございます。次に、資料2「宮城県住生活基本計画(中間案)へのご意見等及び対応内容一覧」でございます。次に、資料3「宮城県住生活基本計画(最終案)の概要」でございます。資料に不足はございませんでしょうか。

開会にあたりまして、宮城県土木部副部長の藤田よりご挨拶申し上げます。

### 2. 挨拶

事務局(藤田副部長)

宮城県土木部副部長の藤田でございます。開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中、第4回宮城県住宅施策懇話会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、皆様には、日ごろより、本県の住宅行政にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本懇話会は本日で第4回目となり、予定しておりました懇話会の最後の回になります。8月3日に開催しました第3回懇話会では、宮城県住生活基本計画の中間案について、それぞれのお立場から幅広なご意見を賜りました。改めてお礼申し上げます。

本日は、前回いただいたご意見や、9月に実施しましたパブリックコメントのほか、みやぎ復興住宅整備推進会議や市町村などからいただいたご意見を踏まえ、とりまとめました「宮城県住生活基本計画の最終案」について、皆様からご意見をいただきたいと

考えております。本日、皆様から賜りますご意見等を反映し、国や市町村との法定協議を実施し、計画改定を行ってまいります。

委員の皆様におかれましては、それぞれご専門のお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。大変簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

### 3. 出席者紹介

#### 事務局(櫻井副参事)

本日ご出席していただきました委員のご紹介につきましては、恐縮ではございますが、配布しております「出席者名簿」に替えさせていただきます。それではさっそく議事に入らせていただきます。議事の進行は石井会長にお願いいたします。石井会長よろしくお願ひ致します。

### 4. 議事

#### 石井会長

8月以来ですが、今回最終回ということになっております。前回、皆さまからご意見をいただき、その後パブリックコメント、それから関係部局や、関係団体等、市町村での検討会を経て、今日の会があります。いままでいただいたご意見や、パブリックコメント等を反映させたものが、今日の最終案になります。改めてご確認いただきながら、必要なコメントをいただきたいと思っています。では早速、議事に入りたいと思います。

次第に沿って進めてまいります。「宮城県住生活基本計画案(最終案)」について事務局から説明願ひます。

#### 事務局(渡邊技術主査)

住宅課企画調査班 渡邊と申します。座ってご説明させていただきます。よろしくお願ひします。

議事のご説明を行う前に、8月3日に開催いたしました、第3回の住宅施策懇話会以後の経過について、ご報告いたします。8月20日に県議会の建設企業委員会へ宮城県住生活基本計画(中間案)を報告した上で、9月1日から10月1日まで、パブリックコメントを実施し、県民の皆様からご意見をいただいております。なお、パブリックコメントの際に、県営住宅入居者や市町村へのパブリックコメント実施のお知らせを行っております。

また、みやぎ復興住宅整備推進会議、宮城県居住支援協議会、市町村、県庁内関係各課に対し、中間案に対するご意見照会を行い、各団体からご意見をいただいております。これらのご意見と、第3回宮城県住宅施策懇話会および県議会等からいただいたご意見

を踏まえ、最終案をとりまとめましたので、その内容についてご説明いたします。

それでは、最終案、資料1から3について、ご説明させていただきます。

まず、資料1「パブリックコメントにおけるご意見等及び対応内容(案)」をご覧ください。資料構成につきましては、左から番号、項目、パブリックコメントのご意見・ご提言の内容(要旨)、それに対する対応内容(案)になります。対応内容(案)につきましては、他部局に関連するものもあり、事前に調整は行っておりますが、今後、県の考え方として調整し、12月の計画改定公表時に、あわせて公表することとしております。意見の概要につきましては、17人から計27件の意見が提出されております。

27件のご意見を分類致しますと、主に、目標1の公営住宅の施策に関するものが10件、目標2の住宅性能の施策に関するものが1件、目標3のバリアフリーに関するものが1件、災害時の対応の施策に関するものが2件、その他公営住宅の管理等に關するものが13件となっております。対応内容としては、ご意見・ご提案が既に計画に記載があるもの、対応が難しいもの、今後の取り組みの参考にさせていただくものに、まとめさせていただき、結果としては最終案に反映したものはありませんでした。

それでは、パブリックコメントの具体的な意見の内容について、ご説明します。番号は、1から10までになります。

1ページ目をご覧ください。目標1の公営住宅の施策に関するものについては、番号1から5までとなっております。番号1、2は、県営住宅の収入要件や、災害公営住宅の収入超過者に関するもの、番号3は県営住宅の外壁改修やエレベーターの設置などに関するもので計5件、番号4は県営住宅へのケアステーションの設置、番号5は県営住宅の空き住戸の活用に関する事、になっております。対応内容(案)としては、対応が難しいもの、計画に記載があるもの、今後の参考とさせていただくものとしております。

次に、2ページ目をご覧ください。番号6になります。目標2に関するもので、住宅性能評価認証制度の独自の具体的な取り組みの提案となっており、対応内容(案)としては、国の動向を注視しつつ、今後の参考とさせていただくことと、しております。

次に、番号7は、目標3に関連するもので、点字ブロックの設置に関する提案となっております。対応内容(案)としては、点字ブロックを道路への設置する際には、国の指針があり、ご意見に対する対応は難しい、という内容となっております。

次に、3ページ目をご覧ください。番号8と9になります。ご意見内容としては、災害で被災された方に向けた県独自の住宅に対する補修制度の創設の提案です。対応内容(案)としては、担当課と情報共有させていただき、国に財源等の要望を引き続き行うとともに、今後の参考とさせていただくこととしております。番号8については、目標1に関するものもあり、ご意見として、「在宅被災者の状況に応じて公営住宅等への住み替えを可能にする」というものであり、対応内容(案)としては、既に取り組みを行っている状況でございますので、入居を希望される住宅の管理者へご相談願います、としております。

次に、番号10になります。その他県営住宅の管理等に関するものについて13件のご意見等をいただいております。内容としましては、小型ペットの飼育の許可、規約違反、浴室の排水不良などのご意見・ご要望となっており、管理受託者と情報共有するとともに、今後の県営住宅の管理などの参考とさせていただきます、としております。パブリックコメントのご意見とその対応内容(案)につきましては以上となります。

つづきまして、資料2の「宮城県住生活基本計画(中間案)へのご意見等及び対応内容一覧」をご覧ください。ご意見につきましては、当懇話会、みやぎ復興住宅整備推進会議、宮城県居住支援協議会、市町村、県庁内関係各課からのご意見等をまとめさせていただき、ご意見等に対する「最終案での対応内容」を記載しております。また、県議会等からいただいたご意見などを、事務局の項目にまとめさせていただきましたので、併せてご説明させていただきます。

ご意見等の概要をご説明いたします。第3回住宅施策懇話会において、皆様から主に21件のご意見をいただいております。施策に関するものが14件、推進体制に関するものが3件、概要版に関するものが4件となっております。そのうち、計画に反映したものは14件となっております。その他の具体的な取り組みのご意見は、今後の参考とさせていただきます。

建築関係団体から構成される、みやぎ復興住宅整備推進会議におきましては、1団体から、施策に関するご意見を1件いただいております、計画に反映しております。

セーフティネット関連の居住支援法人などから構成される、宮城県居住支援協議会におきましては、3団体から、施策に関するご意見を12件いただき、うち計画に反映したものは3件となっております。そのほかのご意見につきましては、具体的な取り組みについての内容が多く、今後の参考とさせていただきます。

市町村におきましては、4市町村から13件ご意見をいただいております、計画の位置づけに関するものが1件、施策に関するものが11件、誤記に関するものが1件となっております。そのうち計画に反映したものは12件となっております。

県庁内関係各課におきましては、8課室から、施策に関するもの意見を11件いただき、うち計画に反映したものは10件となっております。関係課室とは事前調整を行い、了承を得ております。

事務局からは16件計画に反映しており、内容としましては、県議会や部内からの施策に関するものや、国との事前協議の結果、また、表現をわかりやすくするために、修正や追加等を行った主な項目を掲載しております。

それでは、ご意見等の内容と最終案での対応内容について、主に、資料2をご覧くださいながら、ご説明いたします。なお、ご説明にあたっては、項目が74ありますので、主な部分を抜粋してご説明いたします。

まず、資料の構成につきましては、左から番号、ご意見者、章、最終案のページ、中間案における記載内容、皆様からいただいたご意見等の内容、最終案における対応内容

になります。ご意見等の掲載順につきましては、主に最終案のページ順に並べてあります。また、黒の下線部は、中間案へのご意見箇所や修正提案等をいただいたものになり、赤文字、下線部が最終案への掲載内容となっております。

それでは、2ページ目をご覧ください。番号は4になります。みやぎ復興住宅整備推進会議からのご意見です。内容につきましては、「令和元年10月の台風19号被害などにおいて、多くの在宅避難者等がいることに触れなくてもよいか」とのご意見です。対応内容としては、その右側になりますが、第2章「②災害リスク」の赤文字部分になりますが、「気候変動の影響と思われる災害が頻発・激甚化しており、令和元年東日本台風などにより被災した方の生活再建は完了していない状況です」と記載し、目標3基本方針(3)施策2の「震災の経験等を踏まえた住まいの再建」に、「県は、災害が発生した際に、災害救助法に基づく応急修理などの救助などについて、被災者へ情報提供を行い、住宅再建を支援します」を追加しております。

次に、4ページ目をご覧ください。番号は7になります。市町村からのご意見です。内容につきましては、「市町村ごとに実施する取り組みは異なるが、市町村を主語にして記載された取り組みは、必ず取り組まなければならないもの、と受け取られる可能性があるので、「本章に記載された施策・取組については、市町村が、地域の状況に応じて適宜実施する」旨の記載が必要ではないか」とのご意見です。対応内容としては、その右側になりますが、「1 目標に向けた施策展開」に、「施策の推進にあたっては、多様な主体が各々の役割を果たし、連携・協働のもと進めるとともに、県と市町村は地域の実情に応じた施策を展開します」と追記しております。第5章につきましても、記載のとおり修正しております。

次に、番号8になります。県庁関係課室からの意見です。こちらは最終案を見ながらご説明したいと思います。最終案の42、43ページをご覧ください。

意見内容は、「SDGsの目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」は、ほとんどの施策に関わる目標であるので、確認が必要ではないか」との意見です。中間案の際は、「SDGsの17」は2つの基本方針にしか記載しておりませんでした。意見のとおり、全ての目標、基本方針は、多様な主体と連携し取り組んでいくことから、最終案の43ページ「施策展開」の右上に「SDGsの17」のロゴを記載し、「多様な主体の連携としてSDGs「17」については、すべての基本方針に共通して対応しています」とし、一括してこちらに記載しております。

次に、資料2にお戻りいただき、番号9をご覧ください。事務局における修正です。内容につきましては、「目標1基本方針(4)施策2及び目標3基本方針(2)施策1の施策名称の「暮らせる」という表現より、「暮らしやすい」という表現が施策に合っていたため、施策名称を、右側に記載のとおり修正しております。

続きまして6ページ目をご覧ください。番号は15になります。市町村からのご意見です。内容につきましては、「公営住宅・災害公営住宅等の適切な運営」の施策に、公営住

宅の「空き住戸の、シェルターとしての利活用を、追記」との意見です。また、番号の16と17の市町村と事務局からとして、「空き住戸の活用は、地域の実情に応じて活用できるようにする必要がある」とのご意見と併せまして、対応内容としては、右側になりますが、シェルターとしての「生活自立支援施設などへ目的外使用するなど、地域の実情に応じた」を追加し、公営住宅の適切な運営に努めますとしております。

続きまして7ページ目をご覧ください。番号18になります。千葉委員からのご意見です。内容として、「計画案の基本方針に、低所得者、障害者、外国人がどこに入っているのか、どのようになっているのか、わかるように記載が必要」とのご意見です。対応内容としては、住宅確保要配慮者に含まれておりますので、目標1基本方針(3)「民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実」の冒頭の文章中、住宅確保要配慮者の前に、「低額所得者、高齢者、障害者、外国人など」を追加しております。また、住宅確保要配慮者の施策として、目標1基本方針(1)「居住新体制の充実」、(2)「公営住宅等の適切な供給」、(4)「高齢者の住まい・住まい方支援」、(5)「子育て世帯への居住支援」に記載しております。

続きまして8ページ目をご覧ください。番号は19になります。佐々木委員からのご意見です。内容につきましては、「遺品の整理、契約の継承など、国の動向を参考にしながら対策が必要」とのご意見です。対応内容としては、右側になりますが、目標1基本方針(3)施策1「民間賃貸住宅等の活用に向けた環境整備」の中に、「国の残置物の処理等に関する契約の活用の手引きの周知」を追記しております。また、下になりますが、施策2に、国土交通省の不動産契約に関する心理的瑕疵に対するガイドラインが今月公開されましたので、その名称に修正しております。

続きまして10ページ目をご覧ください。番号は26になります。県庁内関係各課からの意見です。内容につきましては、目標1基本方針(5)施策2「子育てしやすい居住環境の整備」について、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」など具体的な名称を記載し精査した修正提案となっております。意見のとおり修正しており、内容につきましては、「県は、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」などに基つき、各種媒体による広報啓発などにより、地域全体で子供を見守っていく気運を醸成します」としております。

次に同じページの番号29になります。佐々木委員からのご意見です。内容につきましては、「県産材の積極的な活用について、更に積極的に推進していくという文言を入れていただくと良い」とのご意見です。対応内容としては、右側になりますが、目標2基本方針(1)施策2「環境にやさしい住宅の普及」の取り組みに、みやぎの木づかい運動を追加し、「県産材利用サステナブル住宅普及促進事業などの補助事業による財政的な支援やみやぎの木づかい運動を通じ、地域の住宅産業の活性化及び、県産木材の利用を促進します」と修正をしております。

続きまして11ページ目をご覧ください。番号は32になります。事務局における修正

です。内容としては、目標2基本方針(2)施策3「住宅リフォームの促進と持続可能な住生活産業」に、大工技能者等の育成を行っている県立高等技術専門校等の取り組みを行っているため、その内容を追加しております。追加内容は、記載のとおりです。

次に12ページ目をご覧ください。番号は33になります。井上委員からのご意見です。内容につきましては、「売買等の手前の予備群的なところの維持管理をスムーズに行うことができるように相談体制の構築に向けた検討が必要」とのご意見です。対応内容としては、右側になりますが、目標2基本方針(3)施策2「空き家の増加の抑制」に、維持管理の取り組みを追加し「地域の住宅関連事業者に安心してリフォームや維持管理等を相談できる体制の構築」と修正しております。

続きまして15ページ目をご覧ください。番号は43になります。姥浦委員からのご意見で、目標3についてです。内容につきましては、「災害リスクはかなり増えてきて非常に大きな課題があるのと、人口減少に対応して街をどうするというのも大きな柱として重要な課題であり、基本方針(1)の施策1の名称の「リスク等を踏まえた」の等に入っているところもあるが、このあたりをもう少し書き込むか、増やしていく必要がある。また、立地適正化計画の策定を促進するのではなく、策定した後の取り組みについて、住環境整備なり、住生活に関する支援なりとリンクさせ、その実現を図っていく必要がある。」とのご意見です。番号44の庁内の意見と合わせまして、対応内容としては、目標3基本方針(1)施策1を見直ししております。

まず、施策1の施策名称を「災害リスク等を踏まえた住まい・まちづくり」を人口減少社会や災害リスクを踏まえた施策名称として、「安全・安心で住み続けられる住まい・まちづくり」に見直ししております。また、立地適正化計画の取り組み内容につきましても見直しを行い、「県は、コンパクトで機能的なまちづくり事例や、国の補助事業の活用事例などについて市町村に情報提供を行うとともに、公共交通の充実、防災、公共施設の再編、医療・福祉などの様々な施策と地域の課題に応じて連携を図った市町村の立地適正化計画の作成を支援するなど、コンパクトで機能的なまちづくりを推進します」としております。

次に16ページ目をご覧ください。番号は47、48になります。米村委員と宮城県居住支援協議会からのご意見です。内容につきましては、「LGBTの方など温かく迎えられよう環境づくり等が求められる」「障害者の自立に向けた支援でもあるので、追記を提案する」との意見です。対応内容としては、右側になりますが、目標3基本方針(2)「多様な人々・世代が暮らしやすい住まい・まちづくり」の冒頭の文章に、ご意見を踏まえ、地域共生社会について書き加えまして、「年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、全ての住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る」を追記し、「地域共生社会」の実現を目指していきます、としております。

次に17ページ目をご覧ください。番号は51になります。姥浦委員からのご意見です。内容につきましては、「目標3 成果指標の「災害に強く持続可能な住まい・まちづ

くりの推進」の目標値が50%は低い。100%に達してもいいくらい」とのご意見です。対応内容としては、「成果指標の目標値は国と合わせ、2026年に50%としておりましたが、これまでの各市町村での取り組み状況や今後の対応を考慮し、ご意見も踏まえ、「65%」に見直ししております。

次に、18ページ目をご覧ください。番号は53になります。事務局における修正です。第4章の「公営住宅供給目標量」につきまして、国との事前協議を経て、要配慮者への住宅供給について公営住宅のみならず、セーフティネット住宅等の活用も行っていく予定であることから、「公営住宅等供給目標量」に修正しております。それに合わせて、文章を修正しております。

次に、番号は54-1になります。石井会長からのご意見です。内容につきましては、「計画の内容は、どの取組を充実させていくのか、より目標に向っていけるのか、具体的に見るといい。一つの施策、目標、方針に対して、それがいろんなことに実は繋がっているということの見せ方、伝え方の問題で、もう少し工夫があるといい」とのご意見です。対応内容としては、重点的に取り組む施策を位置づけた「重点推進プログラム」について、すべての目標に対し横断的に取り組んでいくため、図や施策を見直しております。次のページ、19ページ目をご覧ください。左側の図が、中間案の図で、右側の図が最終案の図になります。図は4つのプログラムで取り組んで行く主な施策を、目標ごとに整理したものになります。赤で囲った箇所が修正箇所になりますが、中間案の図のプログラム1を見ていただきますと、目標2の部分は空欄としておりましたが、最終案では、目標2基本方針(3)施策3「空き家の活用促進」を追加しております。また、中間案の図のプログラム3を見ていただきますと、目標1の部分になりますが、基本方針(5)施策1「子育て世帯の住まいの確保」を追加しております。それに伴い下の図も、すべての目標が重なった部分が重点推進プログラムというように表現を修正しております。なお、それにあわせ、それぞれのプログラム内容を修正しております。

続きまして21ページ目をご覧ください。番号は58になります。事務局における修正です。内容としましては、重点推進プログラム2「子育て支援プログラム」の具体的な取り組み内容を第4章に合わせ修正をかけております。また、主な施策に、「子育てしやすい居住環境の整備」を追加しております。修正内容は記載のとおりになります。

次に23ページ目をご覧ください。番号は63になります。事務局における修正です。内容としましては、「市町村は法定計画ではないことや、計画の策定や改定の進め方、市町村の意識づけなどについて、記載すべき」に対し、対応内容としては、計画の推進に向けた「県の役割」に、市町村の住生活基本計画の策定支援を行う旨を追加しております。内容は、記載のとおりです。

次に、番号は64になります。事務局における修正です。内容としては、沿岸部では、災害公営住宅の空き住戸の発生が問題視されていることから、市町村と協議調整しながら、既存の公営住宅から、災害公営住宅や一定の居住環境が整った民間賃貸住宅の活用

検討する旨を追記し、修正しております。

続きまして24ページ目をご覧ください。番号は、65、66、67になります。有川委員、石井会長、井上委員からのご意見です。内容につきましては、「具体化した目標や施策にしても進める上で難しいところはまだまだ残っている」「住宅の問題は、福祉やまちづくりなど他部局や様々な団体も一緒になった連携作りが必要」「住教育として、部会なりワーキングを設立してもいい」との意見です。対応内容としては、右側になります。また、「(2)計画の推進体制」に、体制の見直しとして、「今回の計画改定を契機とし、会議の再編など必要な見直しを行い、各主体や関係機関とのさらなる連携及び協働による住宅施策の推進体制の構築に努めていきます」と追記しております。

次に番号69は、米村委員から「乱開発等が行われないようにするなどの取り組みや強化」のご意見につきましては、現在、県内で盛土による災害防止のための総点検の実施を進めている状況となっており、今後の参考とさせていただきます。

次に番号70、佐々木委員からの「私道に面した住宅の建て替えの際の私道共有者からの同意への取り組み」のご意見につきましては、担当部署とも情報共有させていただくとともに、国の状況を注視しつつ、今後の参考とさせていただきます。

なお、吉野委員からは、中間案について「高齢者の住まいが借りられないという身元保証の問題など、貸主の方の不安を軽減していく取り組みを記載して心強い」とのご意見をいただいております。確実に取り組みを進めてまいります。

続きまして資料3をご覧ください。こちらの資料については、最終案の概要になります。中間案から変更箇所は、アンダーラインを引かせていただいております。

修正箇所につきましては、30の施策部分ですが、目標1基本方針(4)施策2の名称の変更として、「高齢者が安心して暮らしやすい住まい方と環境づくり」に変更しております。目標3基本方針(2)施策1も同様に「多様な人々・世代が暮らしやすい住まい・まちづくり」に変更しております。

また、目標3の基本方針(1)の施策1につきましては、施策名称を「安全・安心で住み続けられる住まい・まちづくり」に見直ししております。

その隣の成果指標につきましても、目標3の緑の枠内の、地域防災計画等に基づき、ハード、ソフト合わせた住まいの出水対策に取り組む市町村の割合を50%から65%へ見直ししております。

また、下段の重点推進プログラムでは、プログラム1、2、3に下線部の取り組みを追加しております。また、その隣の「6 計画の推進に向けて」になりますが、これから会議体の再編などの見直しを行う旨を追加しております。

最終案に対するご意見と主な対応内容につきましては以上になります。今後のスケジュールについて、簡単にご説明いたします。11月中に、住生活基本法に基づく市町村との協議を行い、その後、法に基づく国土交通省との協議を行い、同意を得た上で、県議会の建設企業委員会に報告し、12月末までに計画を改定し、ホームページ等で公表

する予定としております。事務局からの説明は以上となります。それでは、石井会長よろしく申し上げます。

石井会長

一通り丁寧に説明いただきましてありがとうございます。今日は最終案の確認をいただくということですが、いろいろなご意見を今の説明にあったように、書ける範囲で書いていただき、必要な修正を行っていただいたということで、今説明いただいたものも含めてすべて最終案に載っているものとご理解いただければよいかと思えます。今回パブリックコメントが17人分あり、内容としては直接報告書には関わらないものもありますが、そういったものは個別に対応されるとのことでした。住んでいる方々が日ごろ言いたいことがあっても言える場がなかったことでたくさん来ているのかと思えます。最後ですので改めて最終案の内容や修正箇所など踏まえて、お気づきの点など細かいことでもあれば頂きながら最終案として確定させていただきたいと思えます。様々なご意見があるかと思えますが、お一人ずつ順にお伺いしたいと思えます。佐々木委員から申し上げます。

佐々木委員

大変良い内容にまとまっていると思えます。2点ありまして、1点目は最終案の冊子の中の2ページの文章で気になったのですけれども「地域の支え合いを育み 安心できる暮らしを繋ぐ みやぎの豊かな住生活」という文章で「繋ぐ」という漢字について、ひらがなのほうがよろしいのかなと思えます。この漢字の「繋ぐ」は物を繋ぐことやあるいは馬の後ろに何かを繋ぐなどの使い方をするものですので、ひらがなに直していただいたほうがより浸透しやすいのかなと思えます。2点目ですが私道路について全員の同意が得られなければ家を建てられない、売ることもできないということで、これは実の国の国交省のほうで通達が出ているかと思えますけれども、今まで譲渡あるいは建て替え、買い替えは全員の承諾がなければいけない、一方で貸すということについては過半数の同意が得られれば良いという定めがございます。昔住んでいたのに同意が得られなく家が建てられないなど制約がかけられている方もいるということもぜひ知っていただけたらと思えます。すでに県内の各市ではそういうものを振り払って始めている市もがございます。そのこともご周知いただけたらと思えます。私のほうからは以上となります。

石井会長

最初のご意見、漢字の「繋ぐ」については表現が柔らかくなりますのでよろしいかなと思えます。少し難しい漢字でもありますので全体的に検索して置換するようにしていただけたらよいと思えます。2つめのご意見に関しましては今後の取り組みの中でということでぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。次に米村委員お願い致します。

します。

#### 米村委員

住宅リフォームについてはこれから確実に増えていくし、それ自体は持続可能なものなのですが、じゃあ作り手側が住み手にとって十分納得のいく作り方をしてくれるかという、前にもお話したように住宅リフォームの方って免許いらないんですね。誰にでもできるということもあって結構いろいろな問題やクレームが多い産業となっているのが事実で、前の段階で安心して住み手が選べるようなそういう仕組みが必要だと感じます。そもそも日本人って学校教育の中で家のことや建築のことを学ぶことがないんです。社会人になって結婚して子供ができて初めて家を作るということになると、仕事が忙しいという旦那さんも多いので奥さんに任せてしまうことも多いのですが、今は共働きも増えて奥さんも仕事をしているので、なかなか十分に建築のことや家のことの知識がない中で家づくりに取り組むという形になって満足いかない家づくりなんかしたくないという人も多くいらっしゃいます。それで今マンションなどを選ぶということが都市では特にマンションの需要が増えていると思うのですが、その反面自分たちだけの家を作りたいという人たちも増えているのでそういったニーズに答えていくためにはやはり作り手側が今求められているもの、ニーズを把握しないといけないんですけども、実際作り手側の人たちというのはあまりそういうことをしないで、工法がどうかいまだにトイレは北側にとか、ちょっと遅れているというか、結局そこに今の人達の求めているものと作り手のギャップがあるわけですね。だから求められているものに対して答えていくという姿勢が必要ですよ。私も建築家として頼れる工務店さんって全部じゃないですよ。そういったニーズに答えるという工務店じゃないとなかなか頼みづらい。もう少し一歩踏み込んだ家づくりについて、住み手にわかるように、一般向けの建築学校の創設などそういうところの、リフォームはどういう風に作られているのかなどSNSで動画を配信するなどの情報提供が求められているのかなと思います。以上です。

#### 石井会長

ありがとうございます。いろいろといただきまして、恐らく最後の第6章の計画の推進に向けてというところの具体的な中身になるかなと思います。例えば民間事業者の役割という中でも多様な住生活ニーズに対応するというものもあります。これをこう事実化するというような取り組みとか、あとはいろんな団体とか教育機関との連携なんかも含めて住教育のさらなる推進とかですね、その辺の具体的な在り方とかのご意見、ご提言をいただいたかと思いますので、そこまで書けるものがあるかどうかはわかりませんが、これから具体的に進めていく中で今頂いたご意見も踏まえて実践していくということをご検討いただければと思います。確かに住まい手の住意識が変化してきているという状況と実際のその住まいを提供する側の意識のずれみたいなもの、ギャップがあると

いうこと民間の事業者にも意識して頂いて、学びながらより良い住まいを作っていけるようにというご提言だったかと思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

事務局（高橋課長）

ただいまのご提言の内容で項目の方では最終案の52ページをご覧いただきたいのですが、住宅リフォームの促進と持続可能な住生活産業の中で、黒丸の下から2つ目、安心してリフォームを進めていく上での相談先等がございます。「住みいるダイヤル」とか「増改築相談員」等ございますので、そういったいろんな制度を使ってまず住み手側の方にそのあたりを周知致しまして、相談先で相談していただきまして、いいものが作れるようになればと考えてございます。あと技能者を育てていく上で、認定職業訓練とか高等技術専門学校でいろんな技能者を育てていくことをやってございますので、その中でちゃんとした技術者を育成していただくということも進めていきたいと思っております。住教育につきましては68ページをご覧にいただきたいのですが、重点推進プログラムの4つめで住まい・まちづくりへの意識啓発プログラムと致しまして、県民の皆様が快適な住生活を主体的にできるようにいろんな住まいについての考え方とかこういう住まい方をしたらいいとかガイドブック等がございますので、そういった中でいろいろ紹介をしていくということもございますし、先程もありましたとおり、家づくりのやり方をSNSであげていくとかそういったやり方もあるかと思っておりますので、そういったところを工夫しながら周知を図っていききたいと思っております。以上でございます。

石井会長

ありがとうございます。

米村委員

言いたいのは何年も続いている工務店さんは腕があるのですが、今求められているのは30から40代の人達の方がSNSとかインスタグラムとかで知識がたくさんあって、求めているセンスみたいなものに対して作り手の人達があんまり興味ないというか、要は工務店、作り手の方がもう少し努力して欲しいなというところがあります。ニーズに応えてほしいなと思っております。

事務局（高橋課長）

そうですね。作る方がちゃんと住み手側のニーズを組んで、それに向けて作っていくというところが必要にはなるかと思っておりますので、そういったところの意識啓発ですね。

米村委員

まだ工務店さんに連絡するとメールをやっていないとか、FAXでとかそんなところもあるのでは。

石井会長

ありがとうございます。では次に、井上委員よろしくお願い致します。

井上委員

最終案をいただきまして、全体的に課題と施策が具体的に紐付けられているということで見やすくなったなという印象を持ちました。内容につきましても関係各所のご意見をバランス良く取り入れていただいていますので、多方面に厚みがある内容になったのではないかと考えています。加えてSDGsへの取組を各施策に掲げていただきまして、これをどう活用するのかというところが、これは社会全体の課題かもしれませんが、なんとなく私のイメージで言うと、県の方でそれぞれSDGsマークを付けていただいたということに関してはこのマークと同じ方面の社会課題の解決を志向する、様々な企業からの協働・連携が図られるということをご期待できるのかなと思いつつ、そういう意味でも意義があるものではないかと認識しております。本当に最後まで調整にご尽力いただきました事務局の皆様はじめ、関係者の方に厚くお礼申し上げたいと思っております。

最終案への意見については、私はほぼないのですが、一つ、全く佐々木委員と同じ箇所です。既に一部の地方自治体においては全員同意ではなくて同意要件を緩和して取り組まれているところもあるようですが、既存住宅の流通促進全般、特に戸建住宅についてはこの規制が阻害要因になっています。従いまして、そのあたりを県の方でも目を配っていただけて、緩和を進めておられる地方公共団体の取組を横展開して流通促進が進むようなご指導をしていただければ非常にいいのかなと私も思っていました。それからパブリックコメントにつきましては、先程ご案内がありましたように県営住宅についての皆さんからのコメントが多くなってしまっており、それについてどこまで取り入れていくのかという問題はありますが、私自身の感想としては、やはりまだまだ東日本大震災の被災者への対応や最近の災害の激甚化への対応はやっていかざるを得ないと感じております。私どもの会社としましても、地域における災害復興につきまして、要請に応じて災害復興住宅融資を活用した高齢者を含む住宅再建についての相談会を引き続き優先して行っていくつもりでございます。今回計画にもその辺りの内容をご記載いただきまして、非常に有難いなと思っております。最後に、新しい住生活基本計画の推進体制について、地域や官民、関係機関様との更なる連携・協働による推進体制の再構築を目指されるということをご表明されたということがありますので、これにつきましては非常にエールを送りたいなというのがまず1つありますのと、住宅金融に関し

ましては私ども住宅金融支援機構も政策実施機関として存在しておりますので、引き続き、住生活の向上について県の皆様とも緊密に協力して参りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。以上です。

石井会長

ありがとうございます。ご意見それから全体に対する感想も含めてありがとうございました。では姥浦委員，よろしくお願いいたします。

姥浦委員

大変上手くまとめていただきましてありがとうございます。ほとんど申し上げることがないくらいなのですが、せっかくお時間をいただきましたので1点だけ。私の申し上げたところの話なのですが、43番について。申し上げたかったのはまず1つ目、立地適正化計画の策定を支援するとありますが、策定を支援するのは非常に重要なのですが、重要なのはこの計画もそうですが、作成自体というよりはそれをどう運用していくのかというところが非常に重要でございまして、その運用の際に何が決め手になってくるかというところ、この住生活基本計画、住宅政策との連携でいきますと、例えば空き家バンクでもいいですし、公営住宅を作るでもいいのですが、そういうものと立地適正化計画のようなものをどうリンクさせていくのかというところが重要になってくるわけですので、まず一つ目としては作成だけではなくて出来れば運用というところまで入れていただければ有難いなというところと、今のこれですとどちらかと言うと立地適正化計画を作って頑張るねと放り投げるような印象がありますので、むしろこれと住生活基本計画なり住宅政策というものを上手くリンクさせていくんだというそちらのフィードバックも入れていただけるとより明確になってくると思います。それに関しては一般論としては最後の方にこれから他のところと連携しながらやっていきますと書いてあるのですが、一般論だけではなく各論としてもそういうことを入れていただけたらと思います。以上でございます。

石井会長

ありがとうございます。今のところはどうですかね？

事務局（高橋課長）

関係課と協議しながらどこまで書き込めるかという事を検討させていただけたらと思います。

石井会長

ありがとうございます。意図としては今おっしゃられたような内容ですので、少し可

能な範囲でのご検討をお願いします。

事務局（藤田副部長）

立地適正化計画の本県の策定状況についてお話させていただきたいと思います。実は立地適正化計画を作っているのは大崎市だけなんですよね。県として今、全力投球しているのは、震災でかなり沿岸部の市町村がなかなか立地適正化計画を作れなかったという事情があってなかなか進んでなかったということがありまして、今はとにかくまずは立地適正化計画を作るということをまずやらないといけない。計画を作るにあたっては多様な問題をいろいろ考えていかないといけない。協議会を設置して、いろんな方々に入っていて、その市町村に顕在する課題を明らかにして、どう取り組んでいくのかと議論するというのが非常にまず大事だと思っています。まず計画を策定する上でそういった議論を重ねてどうやっていくかということを、まず姿を定めるというのがスタートです。その後先生がおっしゃるとおり、それをどう具現化していくのかというのが次のステージだと思っておりますので、計画の策定が終わりではなくて実際にそれをどう実現していくのかというのは次の段階です。それは当然我々もそういうふうに市町村さんをしっかり支援していかないといけないと認識していますので、うちの事情としてはまだ1市さんしか策定していませんので、まずは策定に向けて支援していくということが色濃くそういうふうに行っているということでございます。決してその後のことを忘れていたというわけではなくて、今の表現につきましては都市計画部局ともう一度相談させていただきまして、どういうふうにするか対応を決めたいと思います。

石井会長

ありがとうございます。それでは有川委員、お願い致します。

有川委員

まずは最終案の取りまとめ、わかりやすいご説明、ありがとうございました。特に3つの目標とプログラムとの関係が、見ただけでどこをやろうとしているのかわかるのでよろしいと思いました。ただ、以前も申し上げたのですが、施策のパッケージ化、それぞれの施策の関連性みたいなものが明確に出て来るようになるのもっといいという気がしています。私はストックの部分に関わらせていただきましたが、住宅建設五か年計画が終了してから住生活基本法でストック重視だと言われながら、本当に活用するストックがあるのだろうか、どういうストックが求められているのだろうかというところが不明なままでした。住生活基本計画についても最初の10年、かなり苦勞されたことと思います。それがここ数年、まだまだ十分ではないわけですが、長寿命化にしても環境配慮にしても性能は着実に向上している。そのような中、今回の住生活基本計画で

ようやく、ストックを繋ぐという言葉で表現されているストック利活用の話が現実味を帯びてできるようになったのかなと思います。ストックの研究をここ20年やっておりまして、感慨深いものがございます。具体的には先程もお話がありましたけれども、新しく作るから賢く使うという事で言うと、住まい手の意識改革というのが非常に重要になってきます。しかも住まい手が所有している住宅、つまり私有財産をどうやってコントロールできるのか、管理の手を入れていくのかというところ、まさに意識改革、啓発、どうやって本当に実効性のあるインセンティブに繋げていくのかというあたりですよ。今回ではなく、この次の際にということになるかもしれませんが、具体的な制度、所有者がずっと使うだけではなくて住み替えを行いながら、物としての住宅がそのまま継承されていく、そのストーリーの作り方、住まい手の意識を変えていく方法がこれからますます求められてくる。このあたりが今のところまだ十分提言はされていないのですが、次の時にはより実効性をもった施策として何か提案できるものが出てくるといいなと個人的には思います。住生活基本計画が始まって、やっとストック活用について次のステージに来たなと改めて認識させていただきました。以上です。

石井会長

ありがとうございます。今後に向けてというところも含めてご意見、ご感想いただきました。ありがとうございます。それでは千葉委員、お願い致します。

千葉委員

最終案で非常にわかりやすくまとめていただきました。ありがとうございます。この中で福祉にとって重要な言葉が出てきているんですね。地域共生社会の実現。数年前から厚労省の方でも地域共生社会を実現するようと言われてはいますが、福祉だけではとても実現するのは難しい。地域、住宅環境とかも含めて設計していかないといけないと思っています。今実現に向け進めているのですが、コロナによって分断が出来ているような状態です。これを修正してまた地域共生社会を作っていきたいと思っています。以上です。

石井会長

ありがとうございます。それでは吉野委員、よろしく願いいたします。

吉野委員

高齢者を支援する立場で計画を拝見させていただきました。今、千葉先生がおっしゃったように住生活基本計画という中に我々が普段取り組んでいる地域共生社会というところまで踏み込んで書いていただいたというところが、住まいということを考えながら高齢者の方のライフスタイルであったり、コミュニティづくりというところまで明言し

ていただいていたところが、私も非常に感銘を受けたところでもございました。実際にそこに向っていくということになるとときには、我々も関係する皆さんと繋がっていかねければこういった社会を実現していくことは難しいと改めて痛感したところでもございますので、大変貴重な機会になりました。ありがとうございます。取り組んでいきたいと思えます。いろいろ考えられて作られているという中で、高齢者の方、高齢単身世帯が増えてきてお子様がいらっしやらないというご家族も増えていきます。空き家を生み出しているのも高齢者の方というところでもございまして、実際にご相談の中でもこの家をどうするか決めた方がいい、そろそろ考えた方がいいと言われてたという話もあります。お子さんがいらっしやっても自分達は考えられないから、お母さんが自分で決めてどうにかして、と言われてたという話をされることもありまして、ただそうなったときに実際に高齢者の方がどうするかというのはなかなかお一人で決めたり考えたりするのはすごく難しいと感じておりました。住教育というところは高齢者の方にこれからどんどん届けていく必要があると思うのですが、わかりやすい形でどういった選択肢があるのか、これは計画を推進していく中で今よりもっと選択肢が広がってくるのかなと思いますので、そういったことも提示しながら届けていけるようになっていけたらいいなと思いました。これから高齢者になっていく世代の方々への教育というところも盛り込まれていましたので、ぜひ実現していければと思っております。再三、しつこい程に申し上げておりましたが、高齢者の身元保証と経済的課題というところなのですが、関係の皆さんと具体的に詰めていかないとなかなか解決していかないとおりましたので、ぜひこれが具体的にそれぞれの市町村で広がりを見せていくときには直接的に横で繋がっていけるようにしていきたいなと思いました。

#### 石井会長

ありがとうございます。一通りご意見、ご感想も含めていただきました。私ですが、細かいところはいくつかあるのですが、これは後で個別にお伝えします。あとは今いろいろ話がありましたが、今後の計画の推進に向けて、住宅の問題というのは、今回の委員の皆様のご専門を見てもわかるように非常に多岐にわたっているということですね。非常に複雑化して複合化しているということが改めて委員の先生方のお話で理解できましたし、その部分があるからこそ、本計画を進めていくときもそう簡単ではない。逆にですね、いろんな連携を取りながら情報共有をしながら一緒に進めて行かないとなかなか解決できない課題なんだと思います。いかにそれを実質的に推進し、実現していくか、ぜひいろんな役割をもった方々との連携を、そういうのを検討する場の設置も含めて、更に一歩進めていただけたらと思いました。県民の役割というのはやっぱり住まいの問題は人任せではなくて、最終的には住まい手一人一人の意識であり、街で暮らす一住民としての覚悟や自覚や意識がないとなかなか動いていかないものなので、県民一人一人にこの内容をどう伝えていくのか、どう共感をもっていただくのかというあたりは

すごく重要なことかなと思います。引き続きそのあたりも計画推進に向けてご検討いただけたらと思います。住教育の話でもありましたが、宮城県は建築系の学科を持っている大学も複数ございますし、住生活や生活に関わる学問分野を持っている大学もかなりあります。そういった意味では住生活や住環境を考える土壌というのがありますので、ぜひともそういうところも活用・連携していただきながら、官民一体になって住教育であったり住生活についての様々な啓発活動をいろんな団体、協議会とも連携しながらやっていくことがこれから必要かと思います。以上で最終案については、いただいた意見、感想も踏まえて最終的な調整をしていただき、まとめていかれる作業になるかと思っておりますのでよろしく申し上げます、ということではよろしいですかね。

本住宅施策懇話会は、住生活基本計画を形にすることが大きな役割ですが、住宅に関わる様々な意見を交換することも重要と考えます。最後にそれぞれの立場から、今後の住政策や、様々な関連するところで、少しずつご意見をいただき、閉会に参りたいと思っております。言い足りなかったことも含め、何でも結構です。

#### 佐々木委員

大変ありがとうございました。宮城県に住みたくなることにも繋がるかなと思います。住教育の中で家族構成別、年代別の教育のカリキュラムが重要だと思っています。日本のどこでもやっておりません。宮城県初でそういったカリキュラムを運用していただくと良い。そこで不動産を所有されている方の内、認知症の方がどれくらい不動産を所有されているかという数字が出ています。なんと600万人を超える方が認知症になっても不動産を持ち続けている、住み続けている、という実態が明らかになっています。そこで私共の団体の方でも、研究所を立ち上げまして、その中でこういった対策・指針が提案できるか考えているところです。宮城県内にも認知症の方、ますます顕在化してくると思う。住教育の中で一つのカリキュラムとして取り上げていただくと、ランクごとにどのような団体、構成がサポートすると良いと思います。大きな社会問題になっています。ぜひそういったところも含めてできればと思います。

それからもう一つ、10月8日に人の死に関する説明のあり方、ガイドラインがやっと公表になりました。これは宮城県発で、ずっとこれまで検討してきた結果ではありますが、かなり大きな影響があります。今までですとご病気で亡くなっている方、一人暮らしで亡くなっていく方、家庭内の不慮の事故により室内で亡くなっている方、不動産売買の時は全て説明をしなければならない。それを知る権利があるということで、様々な裁判に発展します。こんなことあっていいのか、ということで死者への尊厳をまず大切にしてほしい。それからマンションでそのようなことがあれば、全部下落に繋がる、ということで、色々な社会問題に発展していましたので、まずもってこれらをご参考にさせていただきながら、更によろしく申し上げます。

石井会長

どうもありがとうございました。では米村委員よろしく願いいたします。

米村委員

私もいろんな分野の方と参加させていただいて、やはり家はそれだけでなく、いろんなものに関連していて、その繋がりの中でいい町ができて、いい家ができていくものなのだな、と改めて感じました。今回の会議を通して様々な分野の方々と横の繋がりができました。子供の時に建築の教育を受けていれば、自分が大人になったらこういう家が欲しいなと思い描くことができます。仕事で忙しく時間が無い中、納得のいかない家づくりになるよりも、子供の頃から家づくりについて知っていた方がいいと思います。行政の中で、家づくりデザイン学校のような親子で家づくりを知れるような機会を設け、住み手と作り手が直接対話できる機会を設けたらいかがでしょうか。日本はジェンダー指数が144位で、女性がやはり先進国の中で低く、女性の一級建築士はいるのですが、自分の作品を作っている人は本当に少なく、特に宮城県では作品づくりではなく、どちらかというと検査等に従事している一級建築士が多いです。家に関しては女性の方がよく知っています。丁寧な家づくりということでは、男性よりも良い面があるので、できれば家をつくりたいと思っている方と女性の建築士がもっと直接対話できる機会があればいいと思います。

石井会長

ありがとうございました。では井上委員、よろしく願いいたします。

井上委員

大規模災害の高齢者を含む在宅被災者への対応については、東日本大震災後に発生した他地域の災害について地方公共団体が福祉の力を使って色々ときめ細かく被災者への対応をされています。この部分については宮城県も今後において見習う部分あるかもしれません。今回の計画では住民への住教育の重要性について明記されたわけですが、教育するだけではなく、高齢者等に行政が手をさしのべて政策を染み渡らせていくということが非常に大事になっていくと思います。たまたま今回災害の話を申し上げていますが、それにとどまらずに福祉の力を借りて、制度や考えやサービスを染み渡らせるということを是非、次の一手としてお考えいただいてもいいのかな、と思いましたので申し上げます。

また、先程佐々木委員もおっしゃいましたが、認知症を患った方の財産管理については、信託銀行を始め地方の金融機関も熱心に信託ビジネスを展開しています。

ただし、民間のビジネスとなる顧客は一握りで大半の方はその対象ではないため、そ

のような方についてはおそらく司法書士や行政書士の方々のお力を借りることになるとと思いますが、行政機関としては、このような関係者と連携しながら問題に対応していかないといけないのかなと思います。このような話は金融業界でお話をするところがあるのですが機会をいただきましたのでお話をさせていただきました。以上でございます。

石井会長

どうもありがとうございました。では姥浦委員，よろしく願いいたします。

姥浦委員

先程申し上げたとおりなのですが，都市計画の中で住宅というのは非常に重要な要素でございます。街の形で普通思い浮かぶのはまず一つ商業施設，もう一つ大きく思い浮かぶのは住宅です。やはりそのようなものの数をどうするか，という時代は終わって，どういうところに，どういう風な形で供給していくのか，というのが非常に重要な時代になっています。そのあたり，空間をどのように使っていくのか，ということと住生活をどうしていくか，ということとをリンクさせていくことが非常に重要になっていると思いますので，是非そのあたり，古くから言われている話ですが，縮小する時代である今でこそ，都市計画と住宅政策とのリンクが重要になっていると思います。東日本大震災からの復興の視点というところで，災害公営住宅に住んでいらっしゃる方のコミュニティ支援に関する記述はありますか？

事務局（木村技術主幹（班長），渡邊技術主査）

「宮城県住生活基本計画最終案」の59ページ，目標3 基本方針(2) 施策2「地域コミュニティの維持・活性化」について，災害公営住宅とは明記していないが，福祉部局と連携して，地域コミュニティの強化や，地域の活性に向けた活動を推進していきます，ということで財政支援を行っていく取組を行っています。

補足になりますが「宮城県住生活基本計画最終案」の19ページに「⑥東日本大震災からの復興の現状と課題」という項目があり，そちらの「ロ 被災された方の心のケアや地域コミュニティの再生」に地域コミュニティについて記載をしております。

姥浦委員

分かりました。災害公営住宅に限らずコミュニティ支援をしていく，ということなのでしょう。

事務局（渡邊技術主査）

災害公営住宅を含めてとなります。

石井会長

ありがとうございました。では有川委員よろしく願いいたします。

有川委員

住生活産業というところで、作るだけでなく、その後のサービス、あるいは暮らしを支えるための地域の担い手をこれから育成していかなければなりません。これまで住まいづくりの担い手として、技能者の問題や育成という話がありました。その後、長い目で見た時の、作るだけではない住生活産業。その産業が地域にどのように貢献していけるのか、というところに興味を持って見ていきたいなと思います。地域のこれからの住宅産業、担い手について。このまま後継ぎがいなくて、工務店は潰れていってしまう。世帯数減少に伴って住宅建設の需要も減っていく中で、本当に必要な地域の担い手が、将来どのように生き残っていくのか、ということ、是非地域の中で一緒に議論していければいいな、というふうに考えています。

石井会長

ありがとうございました。では千葉委員よろしく願いいたします。

千葉委員

先日県営住宅に当選の方がいまして、そちらに移りました。古いところなのであまり期待はしていませんでしたが、行ってみて驚きました、期待以下でした。ネズミはいるし、障子の棧や、襖の棧がネズミに齧られてボロボロになっていました。そういうところも直してくれるのかと思っていましたが、そのまま入居させられて、業者に頼んでネズミ捕りをしました。大きなネズミが4匹捕れました。その後、県営の住宅を管理している方に話をし、障子の棧と、襖の棧を直すということで、直してもらっています。そういうところは入居する前に確認した方がよいのではないかな、という思いがあります。以上です。

石井会長

一居住者の声ですね。ありがとうございます。

事務局（高橋課長）

県営住宅管理の不行き届きで誠に申し訳ございませんでした。入居する前には修繕をすることになっております。それがちゃんと成されていなかった、ということでございますので、管理の方は、住宅供給公社というところに頼んでございまして、その辺を重々伝えまして、今後このようなことが無いようにしたいと思います。すいませんでした。

石井会長

ありがとうございます。では吉野委員よろしく願いいたします。

吉野委員

市営住宅，県営住宅というのは，本当に困っている人が入っていけるのかな，というイメージがあります。意外と高齢者の方が関わっていて，なかなか入るのが難しいのだなという印象がありました。保証人が2人いなければならない，その人たちの年収がいくらと渡さなければならない，というように民間よりもハードルが高いと思います。せっかく入れるという段階になっても，保証人を2人付けるということが中々難しく，結局入れないところがありました。その時に相談していた人もいたが，そういう公営住宅に入るのは難しいですよ，民間の方が入れるかもしれませんよ，という話をされました。そのときに，そういうものなのだな，自分の認識が違っていたのだな，ということがあったので，セーフティネットを活用したい時に，今のハードルが高齢者の方にとっても高い建物になってしまうのかな，という印象がありました。先程，認知症の話もありましたが，本当にそうです。ご本人とお話をして，どちらにも心があるという，ご本人が充分に判断できないような状態にありまして，どうしても宙に浮いてしまいがちです。成年後見制度等，我々も働き続けておりますけれど，申し立てをしてくれる方がいないという問題もあります。柔軟にやっていけるようなものを作らなければいけないなと思いました。ありがとうございます。

石井会長

ありがとうございました。私自身，認知症のための居住環境や建築デザインをやっています。最近，欧米や，アジアだとシンガポールの人と色々やりとりをします。如何に日本が遅れているか，ということを感じます。私自身，研究に携わっている者の力不足もあると思いますが，欧米では認知症の人に対するまちづくり，住まいづくり，様々な環境づくり，物理的な環境の事も，福祉の方や，それ以外の色々な分野の方が一緒になって，かなり積極的に官民あげて取り組んでいます。そういうものの重要性が本当に浸透しています。そういう視点からの，住まいやまちづくりの在り方について，専門ではない方を含めて，そこにすごく意識が及んでいるということを見聞きして感じました。一方でこれだけ日本は超高齢先進国で，認知症の方の人数も多いなかで，ずいぶん遅れをとっていると感じております。そのような意味で，住宅だけの話ではないのですが，色々な施策の中で認知症に対する意識というのをもっと真剣に，正面から捉えて位置づけていくことをしないといけないのではないかと強く感じています。色々伺った意見も含めて，この場と，この部局でどうにかなる話ではありませんが，そんなこと

がこれから先、非常に大事になるだろうな、ということを自分自身のやるべきことも含めて、改めて認識をしました。人の住まいに対する意識や、暮らしそのものに、そんなに大きな変化はないだろう、ドラスティックに変化することはないだろう、と思っていました。ただ、やはり大きな災害が起きたり、コロナの感染により、かなりドラスティックに変化をすることを目の当たりにしました。その意味でも本計画につながる場所においても、我々自身もそうですし、周りの環境も含めて、変わらざるを得ない、もしくは大きく変わることがあるな、と実感しています。そのことを考えると、これから先もこういう計画というのは、5年くらい先を見越して作るわけですが、意外とこのようなものより速く、世の中自体が変わるのではないかと、という思いもあります。良い方向に変わることもあるでしょうし、もっとマイナスの方向に動いていくこともあるかと思えます。そうなった時に、このような計画というのはどこかで合わなくなってくるのが必ずあるのではないかと、思えます。そのような意味で常に状況を見ながら、必要に応じて変えていく、新たなことを入れていく柔軟性が重要になると思えます。この計画を定めた後に、それを進めながら社会の状況や、我々の意識、住まいの状況の変化、施策の追加や変更なんかもできるような仕組みというのも持ち合わせておくべきかと、改めて感じました。

石井会長

ということで、4回という回数ではございましたが、時間としてはかなり長い時間での4回でした。いろいろ細かい点も含めてご意見いただきながら計画の案が出来上がったと思っております。おそらくこれから見返したらお気づきの点が出て来るかと思えます。まだ反映させる余地があるかもしれませんので、そのあたりは事務局の方からタイムリミットをお伝えいただきながら最後の確認した上で、メール等でご連絡があるかと思えます。今日の議題としましては最終案でご了承をいただいたということで、細かい所も含めて更に最終版に向けて調整をいただき、次のステップに移っていただくということにしたいと思いますのでよろしくお願い致します。では事務局の方にお戻します。

5. 閉会

高橋課長

課長の高橋でございます。私の方から一言お礼を申し上げさせていただきたいと思えます。本日は長い時間にわたりご協議いただき、また、昨年度から2年間にわたりご協力いただきましてありがとうございます。お陰様でこのような計画を策定することができました。心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。今後は本日皆様方からいただきました様々なご意見を踏まえ、計画を最終的な確定に向けて作業を進めて参りたいと思えます。引き続きご指導の方をよろしくお願い致します。また計画策定後もこの計画に基づいて様々な施策を推進して参りますので、その実施状況、効果検証

等において皆様方のご指導をいただければと考えておりますので、今後とも引き続きご指導の方、よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

一同

ありがとうございました。

(閉会)